

## 仙台市優良建設関連委託業務表彰実施要領

(令和6年2月1日 都市整備局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市（公営企業を除く。）が発注する調査、設計等の建設関連委託業務（以下「建設関連委託業務」という。）のうち、業務成績が特に優れ、他の模範となる受託業者及び技術者に対し、建設関連委託業務の品質向上及び受託業者等の意欲向上に資することを目的として実施する表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、仙台市競争入札参加資格登録要綱（平成22年3月30日市長決裁）の分類により、次に掲げる種目とする。

(1) 優良業務表彰

- イ 測量及び地質調査
- ロ 土木設計
- ハ 建築設計
- ニ 設備設計

(2) 優良技術者表彰

前号に掲げる優良業務表彰に係る管理技術者（業務の技術上の管理を行う技術者をいう。）

(表彰対象)

第3条 この要領による表彰は、次の要件をすべて満たす建設関連委託業務の受託業者及びその技術者で、業務成績が特に優れており、他の模範となるものに対し行う。

- (1) 対象金額 業務完了時の委託料が1件あたり200万円以上のもの
- (2) 業務完了日 表彰実施年度の前年度中に完了したもの
- (3) 受託業者所在地 宮城県内に本店を有する企業が受託したもの（共同企業体の場合は、構成員の全てが県内に本店を有するもの）

2 前項の規定による表彰対象の候補は、業務発注担当課（課に相当する室及び公所を含む。以下同じ。）の推薦により募るものとする。

(受託業者の推薦基準)

第4条 第2条第1号に掲げる種目に該当し、前条の要件を満たす建設関連委託業務の推薦基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 品質が特に優れており、委託業務成績評定点（仙台市委託業務成績評定要領（平成 23 年 2 月 25 日財政局長決裁。以下「成績評定要領」という。）第 4 第 3 項の規定による委託業務成績調書に記録された総合評定点をいう。以下同じ。）が 80 点以上のものであること
  - (2) 高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務，資料収集及び整理業務等でないこと
  - (3) 第 2 条第 1 号イ及びロにおいては，成績調書の得点割合（成績評定要領第 4 第 3 項第 1 号の様式のうち，主任調査員及び調査員，総括調査員並びに検査員が採点する得点割合をいう。）がすべて基準以上（0.6 以上）のものであること
  - (4) 第 2 条第 1 号ハ及びニにおいては，採点表の評価細目チェック数（成績評定要領第 4 第 3 項第 2 号の様式のうち，主任調査員及び調査員，総括調査員並びに検査員が採点する採点表の評価細目チェック数をいう。）がすべて普通以上（得点率±0 以上）のものであること
- 2 建設関連委託業務の推薦は，前項に掲げる基準のうち，第 1 号及び第 2 号に該当し，かつ第 3 号又は第 4 号に該当するものについて行うものとする。ただし，次のいずれかに該当する場合は，推薦を行うことができないものとする。
- (1) 受託業者に起因する事故等があった場合で，文書注意を受けたとき
  - (2) 成果物が，受託業者の責めに起因して種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合で，当該不適合に係る修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完，代金の減額又は損害賠償があったとき（軽微なものは除く。）
  - (3) 測量及び地質調査等現場作業がある場合で，安全管理が十分確保されず，労働災害や公衆災害が発生したとき（不可抗力による場合は除く。）
  - (4) 建設関連委託業務の発注年度の 4 月 1 日から推薦日までに，指名停止（有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁。）第 2 条第 1 項の規定による指名停止をいう。以下同じ。）を受けたとき
  - (5) 前各号に掲げるもののほか，表彰することが不相当と認められるとき

（技術者の推薦基準）

第 5 条 技術者の推薦基準は，次に掲げるものとする。

- (1) 前条の規定により推薦対象となる建設関連委託業務の管理を行う技術者であること
  - (2) 専門技術や品質管理に優れ，他の従業員の模範となる者であること
  - (3) 建設関連委託業務の発注年度の 4 月 1 日から推薦日までに，社会通念上不名誉なことがなかった者であること
- 2 技術者の推薦は，前項に掲げる基準すべてに該当する者について行うもの

とする。ただし、表彰することが不相当と認められるときは、この限りでない。

(選考基準)

第6条 受託業者及び技術者の選考は、第4条第2項及び前条第2項の規定による推薦を受けたもののうち、第2条第1号の優良業務表彰の種類ごとに、委託業務成績評定点が次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるとおり行う。

- (1) 85点以上であるものが3件以上の場合 85点以上のものをすべて表彰する。
- (2) 80点以上であるものが3件未満の場合 推薦されたものをすべて表彰する。
- (3) 前2号以外の場合 推薦されたもののうち委託業務成績評定点の高い方から3位までを表彰する。この場合において、上位3位以内に同点のものが複数あるときは、3件を超えてもすべて表彰するものとする。

(欠格事項)

第7条 次のいずれか(以下「欠格事項」という。)に該当する場合は、表彰対象としないものとする。

- (1) 推薦日から表彰日までに指名停止を受けた場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、表彰することが不相当と認められる場合

(選考委員会)

第8条 この要領に定める表彰を審査するため、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、都市整備局長をもって充て、委員は、建設局長、都市整備局の次長のうち都市整備局長が指名するもの及び建設局の次長のうち建設局長が指名するものをもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総括し、選考委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、建設局長がその職務を代理する。
- 6 選考委員会は、6名以内で構成する。
- 7 委員長は、選考委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 8 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(表彰の決定)

第9条 業務発注担当課の長は、選考委員会あてに第4条第2項及び第5条第

- 2項の規定による推薦を行うものとする。
- 2 選考委員会は、前項の推薦について第6条の規定による審査を行い、表彰対象者を決定する。
  - 3 選考委員会は、前項の規定による表彰対象者の決定後、表彰日までに受託業者又は技術者について第7条に規定する欠格事項に該当すると認めるときは、決定を取り消すものとする。この場合において、繰り上げ表彰は行わない。

(表彰の方法)

第10条 表彰は、仙台市長により、表彰状に記念品を添えて行う。

(表彰に係る事務所掌)

第11条 この要領による事務は、都市整備局技術管理室が所掌する。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は都市整備局長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 仙台市都市整備局・建設局優良建設関連委託業務表彰要領(平成28年11月8日都市整備局長決裁)は、廃止する。